

食品衛生法が一部改正され(平成15年5月30日公布)、

平成18年5月までに

「ポジティブリスト制」が導入されます!!

「ポジティブリスト制」とは?

残留農薬基準を超える場合や、基準設定されていない農薬が一律基準値以上含まれる場合に、その食品の流通を禁止する制度です。

違反すれば、出荷物の回収・廃棄はもちろん、2年以下の懲役あるいは200万円以下(個人)・1億円以下(法人)の罰金が科せられます。

なにが問題になるのか?

農薬を適正に使用していても、隣の畑から農薬が飛んできて、登録外の農薬がかかることがあります。このドリフトが原因で、出荷後の検査で基準外の残留農薬が検出されると、罰せられることとなります。

農薬の飛散(ドリフト)が大問題に!!



写真は、帯広畜産大学農業作業機械研究室より借用

**これからは、農薬の飛散(ドリフト)
軽減対策が大切です。**

農薬の飛散（ドリフト）軽減対策

農薬の飛散（ドリフト）を完全になくする決定的な方法は、現在のところありません。しかし、農薬の飛散（ドリフト）をできる限り少なくするように、当面は次の点に留意して防除してください。

1 防除は、風の少ない早朝や夕方に行う！

「風が強いほど、ドリフトは大きい。」

ドリフトを少なく防除できる目安は、風速1m/秒（手元からティッシュペーパーを放すと45度の角度で落ちる程度の風）以内の風の弱い時です。

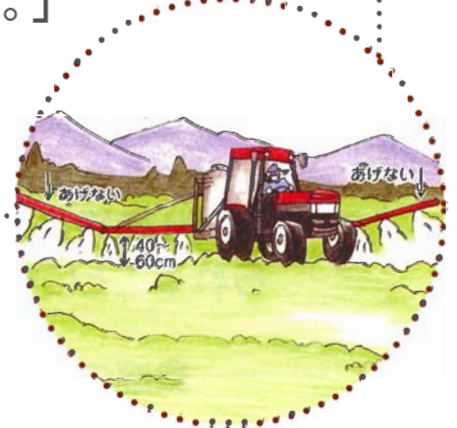


2 散布の高さは、作物の頭から40～60cmで行う！ 特に、ブーム（竿）の両先端を上げないように注意！

「散布高が高いほど、ドリフトは大きい。」

「ノズルが横向きになるほど、ドリフトは大きい。」

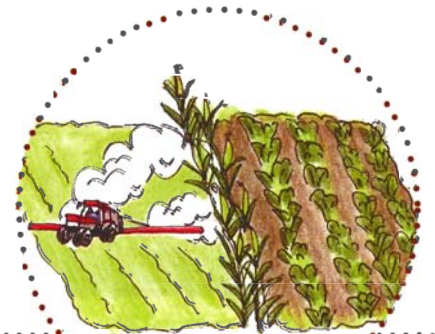
上記の目安は、30cm間隔で取り付けられたカニ目ノズルの場合です。スプレーヤのブームが長いと作物に触れないようにブームの両先端を上げている場合がありますが、先端の散布高が高くなり、さらにノズルが横向きになるため、風下側では特にドリフトが大きくなる危険性があります。



3 春先の除草剤散布には、 噴霧粒径が大きい 「フォーム（泡状）ノズル」等を使う！

「粒径の大きいノズルや噴霧速度（ノズルから出る速度）の速いノズルは、ドリフトが少ない。」

上記のノズルは、莖葉全面に薬剤を付着させる必要のある農薬では、効果が劣る危険性があるため、風の強い春先の除草剤散布に適しています。



4 葉物野菜等を栽培する畑との間に、裸地や障壁（防風ネット・えん麦・とうもろこし等）を設置する！

※帯広畜産大学畜産科学科生産システム制御科学分野農業作業機械研究室の佐藤禎稔助教授のご指導の下に作成しました。

十勝管内農業協同組合・JAネットワーク十勝農産技術対策協議会・ホクレン帯広支所